

論語訓讀史
から觀た

論語集解建武本の訓點

小林芳規

一 頼元・良兼の加點に見る清原家の 論語の訓法

論語の古訓法には、鎌倉時代の現存訓點本によると、大江家・清原家・中原家の訓法が知られる。この中、大江家の訓法は、東洋文庫藏正和四年(二三五)寫本を始め、大東急記念文庫藏建武本や論語聞書等に、爛脱の記事に關して江家説が見られる程度で、具體的な訓讀語法についての資料を缺くから、今日論語の古訓法として知られるのは、殘る二家の訓讀語法が主なものと考えられる。

大東急記念文庫藏論語集解建武本十帖が、清原家の訓讀法を傳えたものであることは、各卷奥の識語によつて廣く知られる所である。

「貴重書解題・漢即ち、清原頼業
籍篇」十五頁参照

の支孫良枝の二男、明經博士頼元正應三年一二九〇—正平二十二年一二六七が、清家累代の祕説に據つて、卷一から卷六までを建武四年(二三七)三月から十二月まで費して飯尾三郎に授け、次いで五年後の康永元年(三三四)に卷七から卷十までを、

良枝の孫直講良兼(法名眞性)

徳治二年一三〇七—延文六年一三六一

が同

人に同祕説を授けたとある。この頼元および良兼の訓説は、本文と別筆の墨訓朱點(明經點)と欄外・行間等の注記が之で、その假名や音注等の文字は本文よりは墨色のやや薄目の細字である。頼元と良兼との假名字體は酷似するが、仔細に觀ると、良兼の假名字體は「シ」「リ」「ル」「レ」「ン」の終畫をはねる癖が認められて小異がある。しかし、この兩人の訓讀が相補つて論語集解十卷における清原家説、就中參河守清原教隆正治元年一二九一—文永二年一三三三が傳えた家説に據つてゐることは、單に識語ばかりではなく、具體的な訓讀語法の上からも、群書治要卷九所收教隆點(拔萃)・東洋文庫藏正和四年寫本・書陵部藏嘉曆二年點本と全く訓法を一致することにおいて證せられる(その一端については以下觸れる)。又、經典釋文や論語釋文等から所引の音注の字句が各本ともよく一致することにおいても證せられるのである。

そこで、先ず、具體的な訓讀法の上から右の事柄を證することを兼ねて、この建武本を通じて、注意すべき論語の訓讀法について述べる。(因みに、此の建武本には、頼元・良兼の假名とは別に、室町時代になって書加えられた假名が多数見られる。それらについては第二節で觸れることにし、本節の舉例には、混乱を避ける爲に、室町時代の加筆の假名は一切採らない。)

(一) 古語・古語法の殘存

漢籍訓點本には佛典點本に見られないような古語・古語法が存するが、就中清家の點本にこれの屢々見られることは別に説いた通である。建武本の付訓例から主なもの拾うと、「衣」「…メヤ」「謂」「ヲサヘニ」「ケム」「不肯」「在」「目的格にヲを用いない用法」がある。

(以下例文中原本のラウト點を平假名で、假名訓を片假名で示し、私に推讀した所は片假名を括弧で包んだ。返點は私に補つた)

(a) 衣

- (1) 子曰赤之適^ト齊^ニ也^ト乘^リ肥^マ馬^ト衣^ヲ輕^キ裘^ト建武本卷五(序章)
- (2) 與^テ衣^ヲ狐^ノ貉^者立^テ而^シ不^レ恥^ズ寤^レ其^レ由^ヲ也^ト建武本卷五(序章)
- (3) 以^テ爲^ス飭^ニ似^レ衣^ヲ齋^ニ服^ス也^ト建武本卷五(御堂)

「ケリ」は「着」に「アリ」の熟合した上代の語であつて、萬葉集や熱田縁起等に見るが、平安時代以降は一般

文に例を見ない語である。訓點でも平安初期の東大寺諷誦文・前田本雄略紀訓の例が報せられた程度で、右はこれらに通ずる珍しい例である。この箇所は他の清家の論語も同様に訓ずる(但し、他本は三例全部には付訓がない。付訓例のみ擧げる。以下同)。

〔正和四年寫本〕

子曰赤之適^ト齊^ニ也^ト乘^リ肥^マ馬^ト衣^ヲ輕^キ裘^ト

〔嘉曆二年點本〕

衣^ヲ敝^ク縵^ニ袍^ト與^テ衣^ヲ狐^ノ貉^者立^テ而^シ不^レ恥^ズ寤^レ其^レ由^ヲ也^ト

(b) 「…メヤ」「已然形ナヤ」の反語形

(4) 子曰沽^ク々^ト也^ト冠^ニ哉^ト々^ト也^ト建武本卷五(序章)

(5) 山川^ノ其^レ舍^ヲ堵^ス也^ト建武本卷五(御堂)

已然形に「ヤ」を付けた語形で反語を表す語法は上代文獻に見る用法であつて、平安時代には和文一般にも(保守的な三代集の歌語を除く)、平安初期訓點を除く一般佛典點本にも見ない。ここでは「豈」に對する呼應語と同じく「ムヤ」形が反語表現に用いられる。この論語の訓法は古語法を傳えたものと考えられる。他本でも同訓を傳える。

〔正和四年寫本〕

子曰治^め己^み裁^や我^は待^{まつ}賢^{けん}者^{なり}

山川其^の舍^を諸^{しよ}

〔嘉曆二年點本〕

子曰治^め己^み裁^や我^は待^{まつ}賢^{けん}者^{なり}

山川其^の舍^を諸^{しよ}

〔c〕「曰」

(6) 子曰^{コノコトヲ}學^ブ而^{シテ}時^ヲ習^フ之^ヲ不^レ亦^レ說^フ乎^ト〔建永三年學而〕

(7) 孔子謂^ク李^氏八^佾舞^ハ於^テ庭^ニ〔建永三年八佾〕

「ノタウブ」の語は萬葉集卷二十・四四〇八家持の長歌に「涙垂り嘆き乃多婆久」があり、この上代語と關係がある。平安時代には和文にも佛典點本にも所見のない語で、獨り漢籍、就中經書中に傳えられている。清家の他本も同じ。

〔正和四年寫本〕

孔子謂^ク李^氏八^佾舞^ハ於^テ庭^ニ

〔嘉曆二年點本〕

孔子謂^ク李^氏八^佾舞^ハ於^テ庭^ニ

恐らく古語の傳えられたものであろう。この語を桂庵

和尚家法倭點で「郷談」として斥けたのはその來由を知らない爲の所爲であらう。

(d) 「ヲサヘニ」

(8) 惡^ム不^レ仁^者好^ム仁^者無^ク以^テ尚^ム之^ヲ〔建永三年里仁〕

「サヘニ」は「マデニ」と同類の語で、平安中期以降も「サヘ」「マデ」と並んで訓點に用いられる。しかし、

それらは體言又は連體形に直接する用法であつて、右の如く、格助詞「ヲ」等と重ね用いられる用法は、平安初

期又はそれ以前の語法であることを金澤文庫本春秋經傳集解の訓點の同用法について述べた。従つて、「サヘニ」

の「ニ」は格表示の助詞ではなく古く間投助詞の用法であつたその殘存であると考えられる。萬葉集にも「サヘニ」が主語に用いられた例がある（卷八・二四六）。右の箇所は他本も同訓である。

〔正和四年寫本〕

惡^ム不^レ仁^者好^ム仁^者無^ク以^テ尚^ム之^ヲ

〔嘉曆二年點本〕

惡^ム不^レ仁^者好^ム仁^者無^ク以^テ尚^ム之^ヲ

(e) 「ケム」(助動詞)

(9) 吾以て汝爲レ死（三） [矣] (建武本卷六三先道)

(10) 疑ニ求ニ教（二） [之] [也] (建武本卷八四李氏)

助動詞「ケム」が一般點本に稀であることは先學の説かれる通であるが、それでも平安初期點本には散見し、又平安中期以降も日本書紀や遊仙窟・文集・春秋經傳集解等の漢籍には見られる。論語の「ケム」もこれに加わるものである。他本も同訓である。

〔正和四年寫本〕

吾以て汝爲レ死（三） [矣]

疑ニ求ニ教（二） [也]

〔嘉曆二年點本〕

吾以て汝爲レ死（三） [矣]

疑ニ求ニ教（二） [也]

(f) 「不肯」

(1) 不肯（一） 自投（二） 從（三） [之] [也] 矣（四） (林) (建武本卷六三先道)

「カヘムス」が「カヘニス」の音便で、「ニ」は奈良時代以前に存した打消ヌの連用形であることは大坪博士、築島博士の解明された所である。

〔正和四年寫本〕

不肯（一） 自投（二） 從（三） [之] [也] 矣（四） (カヘムス) (ハニ) (ニ) (チ)

〔嘉曆二年點本〕

不肯（一） 自投（二） 從（三） [之] [也]

(g) 「在」

(12) 子在川上（一） 曰逝者如斯夫（二） (建武本卷五七子罕)

(13) 祭如在（一） (建武本卷三十八何)

「マス」の四段動詞の用法は上代文獻に主として見えるもので、續いて平安初期點本には散見するが、平安時代の和文や中期以降の點本では用いられず、「オハス・オハシマス・オハサウズ」又は「マンマス」等の訓が代つた。この「マス」も上代語の殘存と考えられることは既に述べた所である。他本も同訓である。

〔正和四年寫本〕

子在川上（一） 曰逝者如斯夫（二） (カヘムス) (ハニ) (ニ) (チ)

〔嘉曆二年點本〕

子在川上（一） 曰逝者如斯夫（二）

祭如在（一） (カヘムス) (ハニ) (ニ) (チ)

(h) 目的格に「ヲ」を用いない用法

(14) 樊遲請レ學稼ト子曰レ吾不如レ老農ト請レ學爲圃ト (建武本卷二十四子路)

(15) 鯉趨而過庭曰レ學禮乎ト (建武本卷二十四子氏)

この種の例は他にも見られる。先掲(2)の「狐・貉」もその一例である。日本語の「ヲ」は古くは格關係を表示せず、感動の意を示す助詞であつて、後世「ヲ」で示される目的格を古くは助詞なくして示したことは諸氏の説く所である。右の訓法もその一であろう。しかも諸本共にここに「ヲ」を讀添えないのは、この古語法を傳えたものであると考えられる。

〔正和四年寫本〕

樊遲請レ學稼ト子曰レ吾不如レ老農ト請レ學爲圃ト (建武本)

鯉趨而過庭曰レ學禮乎ト (建武本)

〔嘉曆二年點本〕

樊遲請レ學稼ト子曰レ吾不如レ老農ト請レ學爲圃ト (建武本)

鯉趨而過庭曰レ學禮乎ト (建武本)

以上の外にも古語・古語法と關係のある訓法が多く、これらが漢籍訓讀語の特徴の一斑を示していると考えられる。

(2) 聲點付の訓

建武本には、聲點を付してアクセントを示した訓が、全卷中七語認められる。

(16) 更レ作レ他レ辭ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(17) 騎且レ吝ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(18) 歸レ孔子豚ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(19) 日月逝レ天ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(20) 不レ施レ其親ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(21) 百レ工レ居肆ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(22) 臣レ何晏等上ト (アセツタマヒシテ) (卷九陽貨)

(16) については他の諸本いづれも聲點(同アクセント)を付している。

〔正和四年寫本〕

更レ作レ他レ辭ト (アセツタマヒシテ)

〔嘉曆二年點本〕

更レ作レ他レ辭ト (アセツタマヒシテ)

〔文永五年點本〕

更レ作レ他レ辭ト (アセツタマヒシテ)

論語の鎌倉時代の古訓點本には、いづれも聲點を有つた訓が認められるが、その語は極めて少い。しかも「アタシ」の如く各資料とも同一訓に聲點を付す傾向が、他の漢籍點本にも通じて認められる。漢籍訓點における聲

點付の和訓の性格については別に説いた所であり、それによると、特定古語や古語法に聲點を付している事が認められる。先掲の正和本の「ガヘニス」もその一例である。

(3) 圖書寮本類聚名義抄所收訓との關係

圖書寮本類聚名義抄には論語集解の訓讀語から引いた訓が相當量ある。その中建武本において檢し得た訓三十七語について見ると全く一致している。これは圖書寮本が原本に相當忠實であるとする築島博士の高説を裏付ける。そして諸本とも一致する。一例を挙げると次の如くである。

惡ニクミスルモ (圖書寮本類聚名義抄。複製本完更)
 [正和寺寫本] 子曰衆惡ウラミ必察ウチス焉
 [嘉曆寺點本] 子曰衆惡ウラミ必察ウチス焉
 [文永寺點本] 子曰衆惡ウラミ必察ウチス焉

名義抄の訓が清家の訓點とよく一致するということは清原家の訓法の來由の古きを示すものと考えられる。

(4) 佛書に引用された論語の訓讀

平安・鎌倉時代の佛書の訓點資料の中には、論語の古訓を引用した諸書がある。大東急記念文庫藏大日經義釋演密鈔長承三年(二三函)點、(注8)東大寺圖書館藏法華攝釋治

承二年(二六)點、金剛三昧院藏三教指歸注抄鎌倉中期點、東大寺圖書館藏華嚴祖師傳建治元年(三壹)點等その例が多い。これらの論語の訓法を建武本(をはじめ清家)の論語の訓法と比較すると、全く一致するものと、部分的に小異のあるものがある。(以下煩を避けて清家の點本中建武本のみを示す)

I 全く一致するもの

○法華攝釋治承二年點
 子曰治チ哉治チ哉

建武本および他本の例は(4)に既掲。

○華嚴祖師傳建治點

(1) 論語曰子曰苗而不秀者有矣夫秀而不實者有矣夫注曰言萬物有生而不育成者喻人亦然也

(2) 論語曰不憤不啓不悱不發注曰孔子與人言必待其人心憤々口悱々乃後啓發焉

(3) 論語曰朝聞道夕死可也

(4) 論語曰君子於其所不知蓋闕如也

る箇所と、何らかの相違を示す箇所とがある。後者即ち相違を示す箇所を整理すると次の如くなる。(本文字句の異同は原則として除く)

Ⅰ 表記は異なるが、訓讀法が同じであるもの。

Ⅱ 訓讀法が異なるもので、室町期別訓の方が中原家訓と一致するもの。

Ⅲ 訓讀法が異なるもので、室町期別訓の方が後世の新訓法を示すもの。

今、Ⅰの比較の便宜から、建武本巻七と巻八兩卷について、右の類別に従って、相違の箇所を指摘し述べる。

(以下例文下の数字は建武本における各巻毎の行数を示す)

Ⅰ 表記は異なるが、訓讀法が同じであるもの

訓讀法が同じで表記の異なるものには、④良兼の訓法がヲコト點で示されるのに對して、室町期別訓が假名であるもの。室町期別訓はヲコト點を全く用いないから、この相違は多量である。

〔室町期別訓〕
子張書〔諸〕紳シニシ

〔良兼訓讀〕
子張書〔諸〕紳シニシ (卷八衛靈公)

⑥ 促音について、良兼訓が無表記であるのに對して、室町期別訓は「ツ」を表記する。

〔室町期別訓〕

荷カ完クワン
何ナニ晏エン
與ヨリ師シ言ゴン

〔良兼訓讀〕

荷カ完クワン (卷八子路)
何ナニ晏エン (卷八子路)
與ヨリ師シ言ゴン (卷八衛靈公)

⑦ 撥音について、良兼訓が無表記であるのに對して、室町期別訓は「ン」を表記する。これについては、吉田金彦氏の前述論文に詳しいので参照されたい。
⑧ 假名遣の相違。

〔室町期別訓〕

何ナニ足タラシ以ヨリ行ユク (卷八子路)

〔良兼訓讀〕

何ナニ足タラシ以ヨリ行ユク (卷八子路)

Ⅱ 訓讀法が異なるもので、室町期別訓の方が中原家訓と一致するもの

建武本において、室町期別訓が良兼訓と異なる訓であるものについて檢するに、良兼訓が清原家の他の點本の訓と一致するのに對して、室町期別訓は醍醐寺藏論語集解卷七およびこれと僚卷である岩崎文庫本論語集解卷八の文永五年書寫點本の訓と一致するものが存する。*1
文永五年書寫點本兩卷は、卷七識語によって、明經博士中原師秀が中原家累家の祕説を以て三品羽林尊閣に授

	⑦	⑥	③	②	①						
	矜 <small>ヨウシテ</small>	齒 <small>ヨウイラ</small>	合 <small>カチナリ</small>	行 <small>ヨクニシ</small> 矣	可 <small>コ</small> 懷 <small>フコロス</small>	其 <small>キ</small>	不 <small>ス</small> 諒 <small>ヨクニシモ</small>	壯 <small>サカニ</small>	任 <small>タカニ</small>	工 <small>タクミ</small>	室町期別訓 良義訓讀
	矜 <small>ヨウカニテ</small>	齒 <small>トシヒ</small>	合 <small>カチナリ</small>	行 <small>ヨクニシ</small> 矣	可 <small>コ</small> 懷 <small>フコロス</small>	其 <small>キ</small>	不 <small>ス</small> 諒 <small>ヨクニシモ</small>	壯 <small>サカニ</small>	任 <small>タカニ</small>	工 <small>タクミ</small>	文武本 良義訓讀
	矜 <small>オウリテ</small>	齒 <small>フハヒ</small>	合 <small>カチナリ</small>	行 <small>ヨクニシ</small> 矣	可 <small>コ</small> 懷 <small>フコロス</small>	其 <small>キ</small>	不 <small>ス</small> 諒 <small>ヨクニシモ</small>	壯 <small>サカニ</small>	任 <small>タカニ</small>	工 <small>タクミ</small>	文永寺手點
	矜 <small>ヨウカドテ</small>	齒 <small>トシヒ</small>	合 <small>カチナリ</small>	行 <small>ヨクニシ</small> 矣	可 <small>コ</small> 懷 <small>フコロス</small>	其 <small>キ</small>	不 <small>ス</small> 諒 <small>ヨクニシモ</small>	壯 <small>サカニ</small>	任 <small>タカニ</small>	工 <small>タクミ</small>	正福寺寫本
	矜 <small>オウカドテ</small>	齒 <small>トシヒ</small>	合 <small>カチナリ</small>	行 <small>ヨクニシ</small> 矣	可 <small>コ</small> 懷 <small>フコロス</small>	其 <small>キ</small>	不 <small>ス</small> 諒 <small>ヨクニシモ</small>	壯 <small>サカニ</small>	任 <small>タカニ</small>	工 <small>タクミ</small>	喜層寺手點
	卷八 52	卷七 157	卷七 39	卷八 20	卷八 29	卷七 109	卷八 102	卷八 182	卷八 130	卷八 35	箇所 建茶行數

* 1 (前頁下終より二行目の次に上表入る。)

不 ^レ 任 ^シ セ	陳 ^ス ヲ	棄 ^レ 之	文永五年點	行 ^ハ	相 ^ノ 之	脩 ^シ 飾 ^ス	行 ^ノ 直	信 ^レ 仁	又三三三三三
不 ^レ 任 ^マ カセ	陳 ^ス ヲ	棄 ^レ 之	建永(長年訓)	行 ^ハ	相 ^ノ 之	脩 ^シ 飾 ^ス	行 ^ノ 直	信 ^レ 仁	又三三三三三
不 ^レ 任 ^マ カセ	陳 ^ス ヲ	棄 ^レ 之	正和四年寫本	行 ^ハ	相 ^ノ 之	脩 ^シ 飾 ^ス	行 ^ノ 直	信 ^レ 仁	又三三三三三
不 ^レ 任 ^ス カセ	陳 ^ス ヲ	棄 ^レ 之	嘉曆二年點	行 ^ハ	相 ^ノ 之	脩 ^シ 飾 ^ス	行 ^ノ 直	信 ^レ 仁	又三三三三三
卷八 42	卷七 261	卷七 121	所在箇所	卷七 87	卷七 177	卷七 151	卷八 28	卷八 33	又三三三三三

* 2

一六頁上①文永點の次に入る表圖。

* 3

同右②の次に入る表圖。

㊦	㊧	㊨	㊩	①					
不 ^レ 言 ^ハ <small>ルレハ</small>	唯 ^シ 其	不 ^レ 讓 ^ニ 於 ^テ 師 ^ト <small>ニモテ</small>	相 ^ク 夫 ^レ 子 ^ヲ	奪 ^フ 之 ^ヲ	盡 ^ス レ ^カ 力 ^ヲ	懷 ^ニ 謂 ^ト <small>スレハ</small>	次 ^{ナリ} 言 ^ハ <small>ハ</small>	去 ^レ 殺 ^ト <small>トハ</small>	文永五年點
不 ^レ 言 ^ハ	唯 ^シ 其	不 ^レ 讓 ^ニ 於 ^テ 師 ^ト <small>ニモテ</small>	相 ^ク 夫 ^レ 子 ^ヲ <small>(別訓)</small>	奪 ^フ 之 ^ヲ	盡 ^ス レ ^カ 力 ^ヲ	懷 ^ニ 謂 ^ト <small>ニテハ</small>	次 ^{ナリ} 言 ^ハ <small>ハ</small>	去 ^レ 殺 ^ト <small>トハ</small>	建武本(良景訓)
不 ^レ 言 ^ハ	唯 ^シ 其	不 ^レ 讓 ^ニ 於 ^テ 師 ^ト <small>ニモテ</small>	相 ^ク 夫 ^レ 子 ^ヲ	奪 ^フ 之 ^ヲ	盡 ^ス レ ^カ 力 ^ヲ	懷 ^ニ 謂 ^ト <small>スレハ</small>	次 ^{ナリ} 言 ^ハ <small>ハ</small>	去 ^レ 殺 ^ト <small>トハ</small>	正和四年寫本
不 ^レ 言 ^ハ	唯 ^シ 其	不 ^レ 讓 ^ニ 於 ^テ 師 ^ト <small>ニモテ</small>	相 ^ク 夫 ^レ 子 ^ヲ	奪 ^フ 之 ^ヲ	盡 ^ス レ ^カ 力 ^ヲ	懷 ^ニ 謂 ^ト <small>スレハ</small>	次 ^{ナリ} 言 ^ハ <small>ハ</small>	去 ^レ 殺 ^ト <small>トハ</small>	嘉曆寺點
卷八 178	卷七 65	卷八 100	卷八 144	卷七 160	卷七 141	卷八 30	卷七 89	卷七 48	所在箇所

* 4
圖。一六頁上③の次に入る表

⑥	⑤	④	
有 <small>レ</small> 疑 <small>ト</small> トキ人ハシキニト	出 <small>テ</small> ハ イテアヘシ	使 <small>レ</small> 人 ツカヒテシヲセ	文永五年點
有 <small>レ</small> 疑 <small>ト</small> トキ人ハシキニト	出 <small>テ</small> ハ イツルハ	使 <small>レ</small> 人 ツカヒテシヲセ	建武五年點
有 <small>レ</small> 疑 <small>ト</small> トキ人ハシキニト	出 <small>テ</small> ハ イツルハ	使 <small>レ</small> 人 ツカヒテシヲセ	正和四年寫本
有 <small>レ</small> 疑 <small>ト</small> トキ人ハシキニト	出 <small>テ</small> ハ イツルハ	使 <small>レ</small> 人 ツカヒテシヲセ	嘉曆三年點
卷八 73	卷八 177	卷七 229	所在箇所

* 5 一六頁⑥の次に入る
表圖。

けたものであることが判る。訓讀法も以下述べる如く清原家の訓法と相違している。(但し、この文永點には所々別訓が散在し、それが清家點本と一致するから清家の訓をも参照している)。一方建武本の別訓には、

○政マサキ如ニ兄弟ケイテイ也ヤ (卷七) — 政マサキ兄弟ケイテイ也ヤ (文永五年點本)

○孔子コウジ和ワ (卷七) — 孔子コウジ對ニ曰ク (文永五年點本)

の如く他本をも參勘した證があり且つ中原家の文永五年

點本に一致するものが認められるから、(Ⅱ)の前掲表の如く、室町期別訓に中原家訓をも取合せていることが考えられるのである。

論語において、中原家の訓讀を傳えた資料には、右二本と高山寺藏論語集解卷四・八(中原師有識語)が知られる。卷七と卷八の二卷全部について、中原家訓を傳える醍醐寺藏本・岩崎文庫本の訓讀法と、清原家訓を傳えるこの建武本(頼元・良兼の方の訓)および正和四年寫本・嘉曆二年點本の訓讀法とを比較すると、同箇所で兩

文永五年點	建武本(良兼訓)	正和四年寫本	嘉曆二年點	所在箇所
難 <small>カタク</small> 易 <small>ヤスシ</small>	卷七 162			
經 <small>ケイ</small>	經 <small>ケイ</small>	經 <small>ケイ</small>	經 <small>ケイ</small>	卷七 203
有 <small>ツ</small> 有 <small>ツ</small>	有 <small>チ</small> 有 <small>ツ</small>	有 <small>クモチ</small> 有 <small>ツ</small>	有 <small>クモチ</small> 有 <small>ツ</small>	卷八 137
畏 <small>ル</small> 畏 <small>ル</small>	畏 <small>リ</small> 畏 <small>ル</small>	畏 <small>ラウリ</small> 畏 <small>ル</small>	畏 <small>ラウリ</small> 畏 <small>ル</small>	卷八 185

* 6 一六頁下⑦の次に入る表闕。

⑨

⑤

庶 <small>オホシ</small> 夫 <small>ソレモ</small> 覺者 <small>サレルヒトのモシシラセシト</small> 如正久何 <small>イカニイカン</small>	曰 <small>マナナク</small>	莫レ知 <small>モレヒト</small> 知 <small>レヒト</small> 者 <small>(列列モノ)</small>	四 <small>ハ</small> 者 <small>ハ</small>	文永五年點
庶 <small>モワクアリ</small> 夫 <small>カレモ</small> 覺者 <small>サレルモノ</small> 如正久何 <small>イカニモ</small>	曰 <small>マナナク</small>	莫レ知 <small>キト</small> 知 <small>レヒト</small> 者 <small>(列列モノ)</small>	四 <small>ハ</small> 者 <small>ハ</small>	建武本(長澤訓)
庶 <small>モワクモシあり</small> 夫 <small>カレモ</small> 覺者 <small>サレルモノ</small> 如正久何 <small>イカニモ</small>	曰 <small>マナナク</small>	莫レ知 <small>ナキト</small> 知 <small>レヒト</small> 者 <small>(列列モノ)</small>	四 <small>ハ</small> 者 <small>ハ</small>	正和四年寫本
庶 <small>モワクあり</small> 夫 <small>カレモ</small> 覺者 <small>サレルモノ</small> 如正久何 <small>イカニモ</small>	曰 <small>マナナク</small>	莫レ知 <small>ナキト</small> 知 <small>レヒト</small> 者 <small>(列列モノ)</small>	四 <small>ハ</small> 者 <small>ハ</small>	嘉嘉曆三年點
卷七 42	卷八 135	卷七 243	卷七 52	所在箇所

* 7 一六頁⑤の次に
 入る表圖。

不審 イフカス	作禮樂 ヲシテ	事 コトナラン
不審 アキラカシ	作禮樂 シテ	事 コトナラム
不審 ス アキラカシ	作禮樂 ツクテ	事 コトナリ
不審 アキラカシ	作禮樂 ツクテ	事 コトナリ
卷八 216	卷八 155	卷七 55

(四例)

者の訓法を異にする確かなものが卷七に約百四箇所、卷八に六十八箇所、数字に異同がある程認められる。その相違の顯著なものを類別して示すと次の如くである。

- ① 文永點(中原)が和訓の語を、清原點本では字音讀とする(三十一例) * 2
- ② 逆に文永點(中原)が字音讀の語を清原點本では和訓とする(七例) * 3
- ③ 文永點(中原)が「云フ」や助動詞・助詞の讀添をする箇所、清原點本ではその讀添語が無い。
- ④ 「トイフ」の讀添(二十例) ㊦ 助動詞の讀添(十九例) ㊧ 助詞の讀添(六例) ㊨ 「コト」の讀添(二例) * 4
- ④ 文永點(中原)と清家點本とで讀添語の異なるもの

- ⑤ 清家點本の方に「ハ」「ヌ」「ツ」等を讀添えて訓點的に訓むもの(九例)
- ⑥ 「トキンバ」の讀添の異同(四例) * 5
- ⑦ 文永點(中原)が終止形に訓む所を清家點本は中止形に訓ずる(八例) * 6
- ⑧ 助字の訓法の異同(十五例) * 7
- ⑨ 傍訓の異同(三十五例)

これらの相違は、決してその箇所々々の自由な訓の相違ではなく全體として、中原家における論語の訓讀法が清原家の訓讀法に比較して一定の訓讀態度を持っていた現れと思われる。文集・三略・貞觀政要等において、大江家・藤原家・菅原家等がそれぞれ一定の訓讀法を持っ

しており、各家間にそれぞれ特徴があることを筆者は明らかにした。それらに比較して中原家の訓法は、顯著ではないが、しかし一定の訓法を認めることが出来る。そしてそれは清原家訓法に比してやや和文的趣を認めることが出来る。

この中原家と清原家との訓讀法の相違は、單に論語に止らず老子道德經においても、應安六年本（中原家の訓を主として傳えると認められる）と至徳三年點本（清原家の訓を傳えると考えられる）とについて整理した結果①から⑨の各特徴が認められ一致することが證せられる。又古文孝經・古文尙書においても同傾向が認められる。

そこで、この訓讀法の相違を基にして、先に建武本の室町期別訓が文永本と一致するとして掲げた諸訓（Ⅱの始の表）を見るに、①②③⑤⑨において、右の中原家と清原家との訓讀法の相違に共通していることが知られるのである。

Ⅲ 訓讀法が異なるもので、室町期別訓の方が後世の新訓法を示すもの

室町期別訓が良兼訓と異なるものの中、古の—以外の訓について見るに、後世の新訓法を示すものが次の諸點において認められる。

(a) 第一節で取上げた古語・古語法の残存した訓や、清家の固定訓が、室町期利訓では讀變えられてしまつてゐるものがある。(番號は第一節の例番號に合せた)

(イ) 古語・古語法の讀變えられたもの

〔ケリ〕→キル

(1) 子、曰、奇之適、齊也、乘肥馬、衣輕裘、(室町期訓卷10)

(2) 與衣、狐貉者、立而不恥、者、其由也、與、(同右卷104)

〔マサヘニ〕→サヘニ

(8) 惡、不仁者、好仁者、無以尚、之、(同右卷134)

〔マス〕→マシマス・イマス

(12) 子、在、川上、曰、逝者、如、斯、夫、同、君、卷、中、(同右卷134)

○子、在、齊、聞、韶、樂、(同右卷106)

〔目的格ヲ無し〕→ヲを讀む

右の(2)の「狐貉」の例(尚(4)(5)では室町期訓もヲを讀す)

(ロ) 圖書寮本類聚名義抄所收訓が、室町期別訓になると一致しない訓を認める。

(18) 子、曰、衆、惡、之、必、察、焉、(室町期訓卷18)

字音語が多くなつて来るのも後世の訓法の特徴でありこれらは、新しい論語訓讀法的一端を示している。

以上、論語集解建武本の訓法を觀るに、頼元・良兼點は、清原家の訓法を忠實に移し傳へているのに對して、室町期別訓の方は、これを傳へる一方に、明經道の他の名門中原家の訓讀法的一端をも取合せており、又室町時代における論語の新しい訓法をも反映している。この事は、不醇な訓法を示す反面、論語訓讀史を一書中に投影している點において、他の論語集解の點本に比して、興味が多い資料といふべきである。

(昭和三十九年三月十四日)

(注1) 東洋文庫藏論語集解正和四年寫本卷一序の上欄中に「爛脫事見江家本同注之、然而師說不讀之」とある。又、大東念記念文庫藏論語集解建武本の卷一序、學而第一裏書にも爛脫の江家説があり書陵部藏魯論抄等にも江家爛脫の記事の見出されることは、築島裕博士の指摘された所である。(「平安時代の漢文訓讀語につきての研究」三〇〇頁)

(注2) 群書治要卷九誡語には「正嘉元年(三五)四月十二日、加恩點了 前參河守清原(教隆花押)」とあり、正和四年寫本にも卷一・二・三・八・十に教隆の本の誡語を傳へる。例えば卷十には「本奥云」仁治三年三月八日一部十卷終自功了」此書雖有先人與書之本幼學之間書點」不正不足爲證本仍今爲

子孫殊所加意也」可秘々々矣」參河前刺史清原教隆」同八月十八日加點了」前參河守清原在判(以下略。「鎌倉室町時代の儒教・經籍與書集」および吉澤義則博士「王朝時代に於ける博士使用ヲコト點讀」參照)。又嘉曆二年點本にも卷一・二・三・八・十に正和寫本と略同文で且つこれを補う誡語がある。(足利衍述氏の前掲書參照)

(注3) 拙稿「漢籍訓讀語の特徴」訓點語と訓點資料二十九輯。
(注4) 築島裕博士「平安時代の漢文訓讀語につきての研究」七〇頁。

(注5) 「金澤文庫本春秋經傳集解における平安初期漢籍訓讀語の殘存」訓點語と訓點資料二十五輯。

(注6) 「漢籍における聲點付和訓の性格」訓點語學會發表(昭和三十九年十一月)

(注7) 「訓點史上の圖書寮本類聚名義抄」國語學三十七輯。

(注8) 此の書に論語の引用がある事は既に中田祝夫博士の指摘がある。「漢文教室」三十二號。

(注9) 吉田金彦氏「論語建武本四年點の撥音語彙から」かがみ七號。九頁。

(注10) 「老子經の古訓法」漢文教室六十九號(昭和元・二)「付記」本稿の資料調査についてはそれぞれ關係諸氏に御高配を賜つた。ここに謝意を表する。

「追記」今般、印刷の都合上用例を手寫するに際し、建武本についてもう一度原本に當り直した。これには柳田征司氏に負う所が多い。(昭和四十年十一月十五日)